

国立市議会議長 青木 健 様

東京都に有機フッ素化合物(PFAS)汚染に対する早急な対策を求める陳情

【陳情の趣旨】

2020 年 1 月 6 日に横田基地近くの井戸から、1340ng/L もの有機フッ素化合物(PFOS+PFOA)が検出されたと報道がありました。また、1 月 8 日には東京・多摩の水道で高濃度の有機フッ素化合物が検出され、2019 年 6 月より東京都が水源の井戸からくみ上げを止めていたことが報道されました。この記事には、国立中浄水所も対象であったため、過去の調査結果を確認したところ、2018 年には 275ng/L、2019 年には 182ng/L という高濃度の PFOS+PFOA が検出されていました。

有機フッ素化合物は、環境残留性が高く、血液中に蓄積する、臓器や胎児に危険を及ぼす、がんの原因になる可能性が指摘されています。また、PFOS+PFOA の規制に伴い、代替の有機フッ素化合物(PFHxS, PFNA, GenX)が使用されていますが、これらの物質を含めて健康に影響を与える可能性が指摘されていたため、昨年有機フッ素化合物に関する陳情をあげて採択、国及び東京都に意見書をあげていただきましたが、大きな進展はないと認識しています。

PFOS は 2009 年に日本も加盟する国連の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)の附属書 B(制限)に追加されましたが、長らく国内の規制はありませんでした。PFOA が 2019 年に附属書 A(廃絶)に追加されたことを受けて、日本でも 2020 年 4 月によりやく PFOS+PFOA が水質管理目標設定項目として位置づけられ、暫定目標値 50ng/L が設定されました。

今年は、ストックホルム条約の締約国会議が開催され、6 月 9 日に PFHxS 及び関連物質も規制対象として附属書 A(廃絶)に記載されること、長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(PFNA 等)及び関連物質も新たに規制すべき物質として取り上げられることが決定しました。また、今年 6 月 15 日には、米環境保護庁(EPA)が有機フッ素化合物の一種である PFOS と PFOA について、飲料水として生涯摂取し続けていい濃度を表す「生涯健康勧告値」を、これまでの合計 1 リットル当たり 70ng/L 以下から、毒性をより重く捉え PFOS を同 0.02 以下、PFOA を同 0.004 以下と合算して 2916 倍厳しい値に大幅に引き下げました。これらの有機フッ素化合物汚染問題は、新たな局面に入ったと共に、残念ながら昨年私が懸念していた通りの展開となりました。

国立市で言えば、少なくとも 2009 年から PFOS, PFOA は高濃度検出されており、水源の井戸からくみ上げを止めるまで最低でも 10 年は基準値を大幅に超えた水を飲料していたことになり、健康に影響を与えている可能性のある大変由々しき問題となりました。

地下水、井戸水は、貴重な水資源であり、住民の生命に直結しているため、早急な健康調査、汚染原因の究明、汚染除去、拡散防止策の実行を図る必要があると考えます。

【陳情事項】

東京都に対し、以下の陳情事項で国立市議会より意見書の提出を求めます。

- ・有機フッ素化合物の汚染が明らかな東京多摩地区を中心に、早急に有機フッ素化合物の血液検査を中心とした健康調査を検討すること。

以 上